

【1 申請】

（Q 1-1）申請はいつからできますか？

令和7年4月1日から申請の受付を開始します。

ただし、実際に婚姻され、住宅賃借費用や引越費用などの対象費用の支払いを終え、必要書類がすべて揃った時点で申請が可能となります。

※対象費用の支払いが完了する見込みのない方は、お早目にご相談ください。

（Q 1-2）補助の上限額になるまで何度も申請できますか？

補助金の上限金額に達していなくても、申請は原則1回限りとなります。

【2 所得要件】

（Q 2-1）所得とは何を指しますか？

サラリーマンの方は、1年間の給与等の収入金額（源泉徴収票の「支払金額」に記載の額）から給与所得控除額を差し引いた金額となります。

自営業の方は、1年間の収入（売上金額）から必要経費を差し引いた利益に相当する金額となります。

※複数の所得がある場合（例：給与収入＋一時所得など）は、これらを合算した金額となります。

○給与所得控除（サラリーマンの場合）

給与等の収入金額（給与所得の源泉徴収票の支払金額）	給与所得控除額
1,625,000 円以下	550,000 円
1,625,000 円超 1,800,000 円以下	収入金額×40%-100,000 円
1,800,000 円超 3,600,000 円以下	収入金額×30%+80,000 円
3,600,000 円超 6,600,000 円以下	収入金額×20%+440,000 円
6,600,000 円超 8,500,000 円以下	収入金額×10%+1,100,000 円
8,500,000 円超	1,950,000 円（上限）

○モデルケース

No.	所得状況 (令和6年収入額－給与所得控除額＝給与所得額)	合計所得	判定所得	判定 結果
1	Aさん：3,680,000円－1,176,000円＝2,504,000円 Bさん：3,660,000円－1,172,000円＝2,488,000円	4,992,000円	4,992,000円	申請 可能
2	Aさん：5,940,000円－1,628,000円＝4,312,000円 Bさん：1,140,000円－550,000円＝590,000円	4,902,000円	4,902,000円	申請 可能
3	Aさん：6,620,000円－1,762,000円＝4,858,000円 Bさん：収入無し	4,858,000円	4,858,000円	申請 可能
4	Aさん：6,950,000円－1,795,000円＝5,155,000円 Bさん：収入無し	5,155,000円	5,155,000円	申請 不可
5	Aさん：5,010,000円－1,442,000円＝3,568,000円 Bさん：3,070,000円－1,001,000円＝2,069,000円	5,637,000円	5,637,000円	申請 不可
6	Aさん：4,210,000円－1,282,000円＝2,928,000円 Bさん：3,010,000円－983,000円＝2,027,000円	4,955,000円	4,955,000円	申請 可能

(Q2-2) いつの所得で判定するのですか？

令和6年1月1日から令和6年12月31日までの、夫婦それぞれの所得の合計で判定します。
(申請時期により、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの夫婦それぞれの所得の合計で判定する場合もございますので、個別にご相談ください。)

(Q2-3) 貸与型奨学金を返済していた場合、所得から控除できますか？

上記所得判定の対象期間と同一期間に返済した金額を控除できます。

※年間の返済額がわかる奨学金返還額証明書（提出が困難な場合は、領収書や通帳）の写しの添付が必要となります。

○モデルケース

No.	所得状況 (令和6年収入額－給与所得控除額＝給与所得額)	合計所得	判定所得	判定 結果
1	Aさん：4,300,000円－1,300,000円＝3,000,000円 (Aさんが令和6年中に返済した貸与型奨学金の返済額＝360,000円) Bさん：3,720,000円－1,184,000円＝2,536,000円 (Bさんが令和6年中に返済した貸与型奨学金の返済額＝180,000円)	5,536,000円	4,996,000円	申請 可能

(Q 2-4) 令和6年中の所得を確認する書類は、源泉徴収票でも構いませんか？

所得証明書が必要です。

※源泉徴収票だけでは、勤務先から支払われた給与や手当以外に収入があった場合、それを把握することができないため、必ず、令和7年1月1日時点で住民登録があった市区町村が発行する所得証明書が必要となります。

(Q 2-5) 婚姻を機に離職した場合、又は1年を超える育児休暇中の場合の所得はどうなりますか？

補助金の交付申請時点において無職の場合や1年を超える育児休業者中であっても、その方と配偶者の所得の合算で判定します。

【3 年齢要件】

(Q 3-1) 年齢は数え年で計算するのですか、満年齢で計算するのですか？

満年齢で計算します。

※誕生日の前日に年齢が加算されますので、ご注意ください。

【4 補助対象要件】

(Q 4-1) たつの市以外で婚姻し、その後、たつの市へ転入してきた場合、補助対象になりますか？

婚姻を機に、たつの市へ転入してきた場合は対象となります。

※ただし、令和7年1月1日から令和8年3月31日の間に結婚した夫婦に限ります。

(Q 4-2) 再婚した場合でも対象になりますか。

対象となります。

※夫婦の双方又は一方が当該補助金（当該制度と同様の趣旨による他の地方公共団体の事業に基づく補助金を含む）を受けたことがある場合は対象外です。

(Q 4-3) 離婚した場合は補助金を返還しなければいけないですか？

返還する必要はありません。

※偽装結婚等の違法性がある場合は、返還の対象となります。

(Q 4-4) 夫婦の一方はたつの市に住民登録されているが、もう一方が他の自治体に住民登録されている場合は対象になりますか。

対象となります。

※申請時において、夫婦の双方又は一方が申請に係る住宅の住所に住民登録されている必要があります。

(Q 4-5) 夫婦ともに住宅購入又は住宅賃借契約した住宅の住所に住民票を移していないが、対象になりますか。

対象になりません。

※申請時において、夫婦の双方又は一方が申請に係る住宅の住所に住民登録されている必要があります。

(Q 4-6) いつ支払った費用が補助の対象になりますか？

令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に支払った費用が対象となります。

(Q 4-7) 住居費について対象となる費用とは何ですか？

婚姻に伴う住宅取得費用は、建物の購入費のみが対象となります。

婚姻に伴う住宅機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、設備更新等の工事にかかるリフォーム費用が対象となります。

住宅賃借費用は、賃料及び共益費のみが対象となります。

●対象とならないもの（例）

区分	項目
住宅取得費用に付随して発生することが多い経費	土地購入代
	住宅ローン手数料
	利息
	分譲マンションの管理費
住宅リフォーム費用に付随して発生することが多い経費	倉庫・車庫にかかる工事費用
	門・フェンス・植栽等の外構にかかる工事費用
	エアコン・洗濯機等の家電購入・設置にかかる費用
住宅賃借費用に付随して発生することが多い経費	敷金、礼金、仲介手数料
	駐車場代
	物件の清掃代（入居前のクリーニング）、鍵交換代
	更新手数料
	光熱水費
	設備購入代
	火災保険料、家財保険料
	契約一時金、保証金 ※1

※1 地域の商慣習にしたがい、敷金、礼金、仲介手数料と同一の性質のものと判断できる場合に限り対象となります。

(Q 4-8) 住宅取得の際、建物と土地を一体のものとして購入（建売分譲住宅等）し、代金を区分することができない場合、どうなりますか。

不動産の登記において、建物、土地それぞれの取得価格を登録しているため、通常、建物に係る代金と土地に係る代金の区分は可能です。必ず建物のみの取得価格が分かる書類が必要です。

(Q 4-9) 婚姻日より前に住宅を取得した、住宅をリフォームした又は住宅を新たに賃借した場合は、対象になりますか。

婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として取得した住宅、リフォームを実施した住宅及び新たに賃借した住宅であれば対象になります。

(例) 婚姻日が令和7年6月5日の場合、令和6年6月5日以降に契約した物件となります。

※補助の対象は令和7年4月1日以降に支払われたものに限りません。

(Q 4-10) リフォームを行う住宅の所有者は、申請した夫婦である必要はありますか？

申請した夫婦が所有者である必要はありません。

※申請した夫婦のいずれか一方が当該住宅に住民登録があり、また夫婦の双方又は一方の名義でリフォーム工事を契約し、費用を支払っていない限りではありません。

(Q 4-11) 賃貸物件のリフォーム費用は対象となりますか？

対象となります。

(Q 2-7) 分譲マンションを購入した場合のローン代、管理費は補助の対象となりますか？

ローン代は対象となりますが、管理費は対象になりません。

(Q 4-12) 家賃を前払いする場合、補助の対象になりますか？

対象となります。

(例) 令和8年4月分の家賃を令和8年3月に支払う場合

(Q 4-13) 勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分は対象外になりますか。

対象外になります。このため、勤務先が発行する住宅手当支給証明書（様式第3号）又は給与明細により、手当支給額を確認させていただき、当該金額を控除した金額を対象費用とします。

(例) 55,000 円（1ヶ月の家賃・共益費）－15,000 円（1ヶ月の住宅手当）＝40,000 円（1ヶ月の補助額）

(Q 4-1 4) 他の公的な住宅に関する補助を受けている場合、対象になりますか？

対象となりません。他の公的な住宅に関する補助の一例としては

- ・ こどもみらい住宅支援事業
- ・ 地域型住宅グリーン事業
- ・ ネット・ゼロ・エネルギーハウス実証事業
- ・ 戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）化等支援事業及び集合住宅の省 CO2 化促進事業
- ・ 子育てエコホーム支援事業（こどもエコすまい支援事業）
- ・ 長期優良住宅化リフォーム推進事業
- ・ 住宅・建築物安全ストック形成事業
- ・ 次世代省エネ建材支援事業
- ・ 既存住宅における断熱リフォーム支援事業
- ・ 住宅エコリフォーム推進事業
- ・ 住宅・建築物省エネ改修推進事業
- ・ 高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金
- ・ 住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業

等が挙げられます。その他補助金については、個別にご相談ください。

(Q 4-1 5) 他の公的な家賃補助を受けている場合、対象になりますか？

対象になりません。

(Q 4-1 6) 公営住宅や地域優良賃貸住宅に入居している場合、補助の対象になりますか？

対象になります。

(Q 4-1 7) 婚姻を機に新たに賃貸住宅に入居する場合、婚姻前に支払った家賃・共益費は対象になりますか？

婚姻日からさかのぼって1年以内に賃貸住宅を賃借した場合は対象となります。

※家賃・共益費については、通常、婚姻後の支払い分を対象としますが、賃貸借契約書等で婚姻を前提に同居していることが確認できる場合は、同居開始日から補助の対象とすることができます。

(Q 4-1 8) 親族が同居する場合は、対象になりますか？

対象となります。

※契約名義が夫婦いずれかで、かつ夫婦のいずれかが支払っていることが条件となります。

(Q 4-1 9) 住宅の契約名義人が夫婦の親であり、夫婦がその親に住宅賃借費用または住宅取得費用相当分を支払っている場合、対象になりますか？

対象となりません。

(Q 4-2 0) 住居の契約名義人は夫婦の親であるが、夫婦いずれかの名義の口座から住宅賃借費用または住宅取得費用が引き落とされている場合、対象になりますか？

対象となりません。

(Q 4-2 1) 月々の賃料に駐車場代が含まれており、切り分けができない場合、どうすればよいですか。

切り分けができない場合は、駐車場代を含め対象費用とします。ただし、契約書等により、駐車場代相当額が確認できる場合は、当該金額を賃料から控除した金額を対象費用とします。

(Q 4-2 2) 勤務先が家主と賃貸借契約を締結している物件に入居し、勤務先に家賃相当額を支払っている場合、対象になりますか？

対象となります。

※給与明細等で勤務先への支払いが確認できる書類が必要となります。

(Q 4-2 3) 引越費用について、対象となる費用はどのようなものですか？

引越業者や運送業者を利用して行った、住居の移転に伴う荷物の移動・運送に要した費用が対象になります。そのため、不用品の処分費用や、自身で荷物を運んだ場合のレンタカー費用等は対象になりません。

(Q 4-2 4) 引越しの際のエアコン移設・設置費用は、対象となりますか？

対象となりません。

(Q 4-2 5) 婚姻を機とした同居のため、婚姻前に行った引越費用は、対象となりますか？

対象となります。

(Q 4-2 6) 夫婦名義以外の住居へ引越しする場合（夫婦いずれかの実家へ転居等）、引越費用は、対象となりますか？

対象となります。

※夫婦の双方またはいずれかが居住し、引越費用の支払いも夫婦のどちらかが行う必要があります。

(Q 4-2 7) 口座振込やクレジットカードで支払いをしたので領収書がないのですが、どうすればよいですか。

振込が確認できる通帳の写しやクレジットカードの支払明細等を提出してください。支払った方(口座名義人)や支払日、支払先、内訳、支払金額が確認できる書類が必要です。

(Q 2-1 2) 夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件に婚姻を機にもう一方が入居する場合、補助の対象となる経費は何ですか？

引越し費用と、同居または婚姻後の家賃・共益費が対象となります。

(Q 2-1 3) 婚姻前から夫婦が同居している物件の場合、補助の対象となる経費は何ですか？

婚姻後の家賃・共益費が対象となります。